

東京大学医科学研究所図書室利用規則

平成16年1月15日制定

平成19年9月20日改正

平成30年2月15日改正

令和元年9月19日改正

(目的)

第1条 この規則は、東京大学医科学研究所図書室規則第3条の規定に基づき、東京大学医科学研究所図書室（以下「図書室」という。）の利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(開室)

第2条 図書室の開室日時は、次のとおりとする。

平日9:00から17:00まで

ただし、12:00から13:00まではカウンター業務を休止する。

2 次条第1号から第3号に掲げる利用者は、所定の手続きを経て、開室時間外に図書室を利用することができる。

3 前項の規定にかかわらず、東京大学医科学研究所広報・図書・情報処理委員会委員長（以下「委員長」という。）が必要と認めたときは、開室日時を変更することができる。

(利用者)

第3条 図書室を利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 東京大学医科学研究所（以下「研究所」という。）の教職員（非常勤を含む。）
- (2) 研究所が受け入れた大学院生、研究生、その他の研究者
- (3) 前2号以外の者で研究所研究分野長又は研究所附属施設長の申出に基づき、研究所長が許可した者
- (4) 研究所元教官又は元教員
- (5) 研究所以外の東京大学の教職員（非常勤を含む。）、大学院生、学部学生、研究生で、図書室所蔵の図書及びその他の資料（以下「図書資料」という。）の利用を申し出た者
- (6) 図書室所蔵の図書資料の利用を希望した一般利用者

(利用手続)

第4条 図書室の利用を希望する者は、所定の手続きをとるものとする。

(閲覧)

第5条 利用者は、図書資料を図書室内で閲覧することができる。

2 図書資料を閲覧した者は、所定の場所に返却するものとする。

(資料の利用の制限)

第6条 次の各号に掲げる場合においては閲覧することができない。

- (1) 図書資料に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号、第2号及び第4号イに掲げる情報（個人情報に関わる部分）が記録されていると認められる場合における、当該情報が記録されている部分
- (2) 図書資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合における、当該期間が経過するまでの間
- (3) 図書資料の原本を利用させることにより当該原本の破損もしくはその汚損を生じるおそれがある場合又は当該原本が現に使用されている場合

(貸出)

第7条 第3条第1号から第3号及び第5号に掲げる利用者は、貸出禁止の図書資料を除き、貸出票に所定の事項を記入し、貸出を受けることができる。

2 貸出図書資料種別、冊数及び期間は、次のとおりとする。

利用者区分	図書資料種別	冊数	期間
第3条第1号～第3号	図書	5冊	1週間
	製本雑誌	8冊	1日
第3条第5号	図書	5冊	1週間

3 図書資料の貸出手段の時間は、図書事務室業務時間内とする。

4 同条第1項により借り受けた図書資料は、延滞または予約のない場合、貸出期間を1回に限り更新することができる。ただし、製本雑誌は対象外とする。

(返却)

第8条 図書資料の貸出を受けた者は、貸出期間内に必ず返却しなければならない。

2 委員長は、特に必要と認めるときは、貸出期間内であっても、貸出図書資料の返却を求めることができる。

3 利用者が、退職、転任、退所等により、図書室の利用資格を失うときは、貸出を受けた図書資料を直ちに返却しなければならない。

4 図書資料の返却手段の時間は、図書事務室業務時間内とする。

(転貸の禁止)

第9条 利用者は、貸出を受けた図書資料を他に転貸してはならない。

(参考調査)

第10条 研究所所属の利用者は、研究、教育上必要があるときは、参考となる情報の提供又は関係図書館資料の調査について、図書室に依頼することができる。

(相互利用)

第11条 研究所所属の利用者は、研究、教育上必要があるときは、図書室以外の図書館等が所蔵する図書資料の利用について図書室に依頼することができる。

2 前項の利用に要する費用は、依頼者が負担しなければならない。

(施設の利用の制限)

第12条 委員長は、研究所の行事等、研究所の研究及び教育に支障をきたすおそれがある場合は、図書室の利用を制限することができる。

2 委員長は、この規則に違反し、又は職員の指示に従わない者に対して、図書室の利用を制限又は禁止し、又は退室を命ずることができる。

3 委員長は、附属図書館長が利用停止を求めた利用者に対して、図書室の利用を停止することができる。

(賠償責任)

第13条 利用者は、故意又は重大な過失によって図書資料又は図書室の設備・備品等を亡失し、又は損傷した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第14条 図書資料を利用者の閲覧に供するため、図書資料の目録及びこの規則を常時閲覧室に備え付けるものとする。

第15条 この規則に定めるもののほか、図書室の利用に関し必要なことは、東京大学医科学研究所広報・図書・情報処理委員会が定めるところによるものとする。

附 則

この規則は、平成16年1月15日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年9月20日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年9月19日から施行する。